

令和 8 年度以降の 高等学校授業料等への支援について

令和 7 年 9 月 1 7 日（水）
知事定例記者会見資料

こども・女性局
教育振興課 森本、関戸
内線 61241、61242

令和8年度以降の高等学校授業料等への支援

奈良県で育つ子どもたちが、ご家庭の経済的状況にかかわらず、自らが希望する進路を選択できるよう令和6年度から、県独自の高等学校授業料等への支援制度を大幅拡充するなど、ご家庭の負担軽減に努めてきました。さらに令和7年度には、国の支援制度拡充により、国公立高等学校は所得制限のない無償化が実現しました。

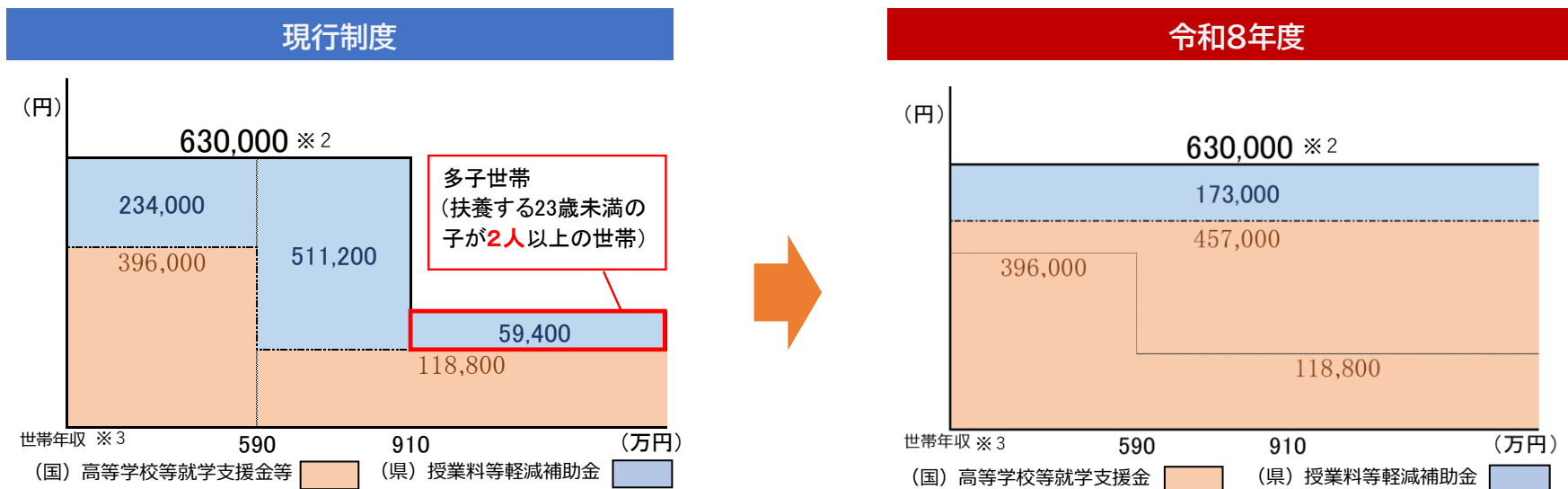
今後、私立高等学校授業料への国の支援制度のさらなる拡充を前提として、**県独自の高等学校授業料等への支援制度についても、令和8年度から所得制限を撤廃し、全世帯に対して実質無償化を実施します。**

1. 対象世帯 県内に保護者が在住し、こどもが県内の私立高等学校等に通う世帯

2. 拡充内容 **所得制限を撤廃し、全世帯に対して**、国の就学支援金と合わせ、最大63万円を支援

→ 今後は、国の制度拡充内容も踏まえ、詳細な制度設計を行い、**令和8年度予算（案）に必要な額を計上する予定**

【私立高等学校等※1（全日制・定時制）の支援イメージ】



※1 私立高等学校・私立専修学校(高等課程(3年制))(通信制高校については、県内に設置された県の認可校に限る)

※2 通信制は32万1000円

※3 世帯収入は、両親の一方が働いていて、高校生1人、中学生1人のサラリーマン世帯の場合の目安